

### 3. 特別会計

#### (1) 国民健康保険特別会計

国民健康保険は平成30年度から新制度へ移行し、北海道が財政運営の責任主体として市町村の保険給付費を全額賄い、市町村は、これまでと同様、資格管理や給付、保険税の賦課・徴収、保健事業等を担っている。

令和7年度予算にあたっては、引き続き、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、適切な歳入・歳出額を検討し予算編成を行った。

##### 【国民健康保険税の税率等及び課税限度額】

保険税率については、安定的な運営を行うための中期的な方向性や、新型コロナウイルス感染症に伴う長引く景気の低迷による被保険者の負担の軽減等を総合的に検討し、令和3年度から2か年かけて全道の市平均と同水準まで引き下げたところである。

令和7年度は、被保険者数の減少に伴い、保険税収入の減少が見込まれるものの、国や北海道からの交付金などその他の収入や、国民健康保健事業費納付金など歳出の見込みを踏まえ、引き続き全道の市平均と同水準である現行の保険税率を維持することとした。

なお、課税限度額については、地方税法施行令の改正が予定されており、医療給付費分が現行の650,000円から660,000円に、後期高齢者支援金分が現行の240,000円から260,000円に引き上げられるものとして積算した。

##### ○令和7年度国民健康保険税の税率等及び課税限度額

| 賦課の区分     |             | 令和7年度    | 令和6年度    |
|-----------|-------------|----------|----------|
| 医療給付費分    | 所得割         | 8.4%     | 8.4%     |
|           | 均等割（1人当たり）  | 23,000円  | 23,000円  |
|           | 平等割（1世帯当たり） | 25,000円  | 25,000円  |
|           | 課税限度額       | 660,000円 | 650,000円 |
|           | 1人当たり税額     | 60,305円  | 57,614円  |
|           | 1世帯当たり税額    | 83,174円  | 78,469円  |
| 後期高齢者支援金分 | 所得割         | 2.7%     | 2.7%     |
|           | 均等割（1人当たり）  | 7,600円   | 7,600円   |
|           | 平等割（1世帯当たり） | 7,300円   | 7,300円   |
|           | 課税限度額       | 260,000円 | 240,000円 |
|           | 1人当たり税額     | 19,422円  | 18,458円  |
|           | 1世帯当たり税額    | 26,788円  | 25,139円  |
| 介護納付金分    | 所得割         | 2.1%     | 2.1%     |
|           | 均等割（1人当たり）  | 8,700円   | 8,700円   |
|           | 平等割（1世帯当たり） | 4,800円   | 4,800円   |
|           | 課税限度額       | 170,000円 | 170,000円 |
|           | 1人当たり税額     | 19,081円  | 17,720円  |
|           | 1世帯当たり税額    | 21,590円  | 19,865円  |

【国民健康保険税について】

賦課のベースとなる被保険者の所得・人員・世帯については、過去の推移から試算し、今後も引き続き収納率向上の取組に重点を置くことを踏まえ、現年課税分の収納率を一般分の医療給付費分と後期高齢者支援金分を96.5%、介護納付金分を93.6%として積算した。

○課税対象世帯数及び被保険者数（年間平均）

|                              |       | 令和7年度<br>当初予算 | 令和6年度<br>当初予算 | 令和5年度<br>決 算 | 対前年度比 |       |
|------------------------------|-------|---------------|---------------|--------------|-------|-------|
|                              |       |               |               |              | R7-R6 | R6-R5 |
| 医療給付費分・<br>後期高齢者支援<br>金分課税対象 | 世帯数   | 世帯<br>5,344   | 世帯<br>5,569   | 世帯<br>5,709  | 96.0% | 97.5% |
|                              | 被保険者数 | 人<br>7,051    | 人<br>7,766    | 人<br>8,065   | 90.8% | 96.3% |
| 介護納付金分<br>課税対象               | 世帯数   | 世帯<br>1,902   | 世帯<br>1,957   | 世帯<br>1,994  | 97.2% | 98.1% |
|                              | 被保険者数 | 人<br>2,096    | 人<br>2,223    | 人<br>2,247   | 94.3% | 98.9% |

【医療費について】

被保険者の負担を抑えるには、本市単独の医療費の減少に加え、北海道全体の医療費の減少も重要となる。近年、本市においては1人当たりの費用額が年々増加傾向にあるため、一人一人の医療費抑制への心掛けや意識付けが重要となる。

そのため、今後も引き続き医療費抑制に向けた取組を強化するため、「かかりつけ医・薬局をつくる」「重複受診を控える」「ジェネリック医薬品を使用する」等の啓発を行うとともに、薬の重複・多剤投与者へ適正受診や適正服薬を促す通知の送付や指導を実施する。

○1人当たりの費用額、1件当たりの費用額及び受診率の状況

| 区 分      | 令和5年度          | 令和4年度          | 令和3年度          | 対前年度比   |         |
|----------|----------------|----------------|----------------|---------|---------|
|          |                |                |                | R5-R4   | R4-R3   |
| 費用額      | 3,264,834,487円 | 3,314,009,205円 | 3,307,131,711円 | 98.52%  | 100.21% |
| 平均被保険者数  | 8,065人         | 8,575人         | 9,004人         | 94.05%  | 95.24%  |
| 1人当たり費用額 | 404,815円       | 386,473円       | 367,296円       | 104.75% | 105.22% |
| 受診件数     | 90,490件        | 93,414件        | 95,899件        | 96.87%  | 97.41%  |
| 1件当たり費用額 | 36,080円        | 35,477円        | 34,486円        | 101.70% | 102.87% |
| 受診率      | 1122.01%       | 1089.38%       | 1065.07%       | 103.00% | 102.28% |

【保健事業について】

生活習慣病の発症や重症化予防のため、第3期登別市国民健康保険データヘルス計画に基づき、特定健康診査や特定保健指導のほか、生活習慣病リスク保有者や糖尿病性腎症重症化ハイリスク者に対する保健指導を継続実施する。

また、特定健康診査受診率の向上や継続的な運動等により被保険者の健康増進を図るため、1か月間ウォーキングに取り組むチャレンジウォーキングのほか、特定健康診査の受診やウォーキング等、健康に関する取り組みを実施した被保険者にポイントを付与する健康ポイント事業を継続実施する。

○令和7年度予定値

- ・特定健康診査受診者数 2,400件（目標受診率41%）
- ・特定保健指導実施数 150件（目標実施率46%）